

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	収入証紙の利用終了について……………	1
II	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について……………	3
III	新たな事業活動温暖化対策計画書制度の運用案について……………	5
IV	宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者候補の選定について……………	10
V	神奈川県立21世紀の森の指定管理者の募集について……………	19
VI	2027年国際園芸博覧会神奈川県出展基本構想（案）について……………	23
VII	かながわ里地里山保全等促進指針の改定素案について……………	25
VIII	三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び 宮川環境整備施設の指定管理者の募集について……………	28
IX	三崎漁港本港指定管理施設の今後の取扱いについて……………	32
X	かながわ水産業活性化指針の改定骨子案について……………	33

I 収入証紙の利用終了について

1 概要

くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料及び使用料（以下「手数料等」という）について、キャッシュレス化を進め、収入証紙制度を廃止する。

収入証紙については、キャッシュレス化などの体制が整う手数料等から順次利用を終了し、最終的に令和7年9月末までに販売を終え（収入証紙制度の廃止）、利用についても令和8年3月末に終了する。

2 収入証紙の利用を終了する手数料等

(1) 全庁

令和7年3月末 505 手数料（運転免許関係手数料など）

※運転免許センターに限り運転免許関係手数料などの支払いについて、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する

令和7年9月末 49 手数料等（一般旅券発給手数料など）収入証紙の販売終了（収入証紙制度の廃止）

令和8年3月末 全ての収入証紙の利用終了（経過措置期間）

(2) 環境農政局

令和7年3月末 106 手数料（蜜蜂転飼許可申請手数料など）

令和7年9月末 7 手数料（狩猟免許申請手数料など）

3 収入証紙廃止後の主な支払方法

○ 電子申請時の電子納付

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、Pay-easy（ペイジー）によるインターネットバンキングなど

○ 申請窓口でのキャッシュレス決済

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済

- キャッシュレス決済に対応できない方への対応
金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い

4 周知

- 申請を行う県民・事業者に対しては、収入証紙の利用期限、新たな支払方法等について県の広報媒体や、申請手続きに関係する事業者団体などを通じて、周知する。
- 収入証紙販売者に対しては、販売終了時期、残った収入証紙の取扱い等の説明を行う。

5 収入証紙の利用終了に伴う条例改正等の内容

- 令和7年3月末をもって収入証紙の利用を終了する手数料については、「収入証紙に関する条例」の一部を改正する必要があり、同条例別表において収入証紙により徴収するとされている手数料から削除する。
なお、運転免許センターに限り運転免許に係る手数料の支払いについては、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する経過措置を設ける。
- 令和7年9月末には収入証紙の販売を終え、収入証紙制度を廃止するため、廃止条例案を提出する。
- 申請者が既に購入した収入証紙については、経過措置として令和8年3月末まで利用を可能とする。
- 未使用の収入証紙については、令和12年9月末まで還付を可能とする。

6 今後の予定

令和6年11月：「収入証紙に関する条例」の一部改正議案を提出（令和7年4月1日施行）

令和7年2月：「収入証紙に関する条例を廃止する条例」の議案を提出（令和7年10月1日施行）

《参考資料1》

収入証紙の利用を終了する時期別手数料等一覧

Ⅱ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過することとしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったことから、その結果を報告する。

1 条例の見直しの結果

改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。

条例名	見直し結果
神奈川県環境影響評価条例	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。

2 見直し結果に基づく措置の予定

今後、運用の改善等の検討を行い、運用の改善等を行うこととした場合には、遅滞なく必要な措置を講ずる。

(参考) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県環境影響評価条例		
条 例 番 号	昭和 55 年神奈川県条例第 36 号	法規集	第 5 編第 1 章
所 管 室 課	環境農政局環境部環境課		
条 例 の 概 要	神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、知事が、その結果を公表し、これに対する意見を住民及び市町村長に求め、事業者に対し、環境保全上の見地から適正な配慮を求めるための手続等に関する必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、その実施前に環境保全上の見地から適正な配慮が求められるため、条例により事業の実施に際して行う環境影響評価手続を定める必要があり、本条例は現在においても必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	県は環境影響評価手続において、過去 5 年間に 8 件の審査を行っており、現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資するという本条例の目的の実現に一定の効果を発揮していることから、有効である。 ただし、対象事業の要件について、社会情勢等の変化を踏まえ必要な見直しを行うこととし、運用の改善等を検討する。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	手続内容及び時期を具体的に規定して、調査等の結果を適切な時期に公表し、これに基づき住民及び市町村長の意見を聴くこととしており、事業者に対して効率的に環境保全上の見地から適正な配慮を求めることができる制度となっている。 また、他の法令による手続との調整について規定することによって手続の重複を回避するなど、本条例の目的達成のために効率的な内容となっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例で定める環境影響評価手続は、事業者に環境への配慮を促すものであり、「新かながわランドデザイン」（基本構想）第 2 章政策の基本方向の「2 政策分野別の基本方向」に掲げる「(4)環境・エネルギー」の各項目（「脱炭素社会の実現」、「循環型社会づくり」、「生活環境の保全」、「自然環境の保全・再生と活用」）及び「(7)県土・まちづくり」の項目のうち、「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」の実現に資することになるため、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例で定める環境影響評価手続は、本条例の目的を達成するために必要かつ合理的な内容であり、憲法・法令に抵触しない。	
	その他		
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はないが、環境影響評価をよりの確に行うため、運用の改善等を検討する。	

Ⅲ 新たな事業活動温暖化対策計画書制度の運用案について

県では、神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）に基づく事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）の見直しを予定しており、県議会本定例会において、条例改正議案を提案しているところである。

そこで、改正条例公布後に、神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（以下「規則」という。）や事業活動温暖化対策指針（以下「指針」という。）において規定する新たな計画書制度の運用案をとりまとめたので、その概要について報告する。

1 計画書制度の見直しの経過

- 令和5年6月～ 県環境審議会に設置した事業活動温暖化対策部会にて、
計画書制度見直しの検討を実施（4回）
- 8月～ 県環境審議会にて、条例の見直しを審議（3回）
- 令和6年2月 第1回県議会定例会に、計画書制度見直しの考え方を報告
- 3月 県環境審議会から知事へ条例の見直しの答申
- 6月 第2回県議会定例会に、条例改正素案を報告
- 8月 県環境審議会にて、新たな計画書制度の運用案を審議
- 9月 第3回県議会定例会（前半）に、条例改正議案を提案

2 新たな計画書制度の運用案の概要

(1) 評価の対象

ア 評価対象事業者

- 令和7年度以降に計画書を提出した全ての特定大規模事業者を、
評価対象とする。
- 同様に提出した中小規模事業者は、評価を希望することが出来る。

イ 評価対象区域

- 現行制度と同様、原則として横浜市及び川崎市を除く県域とする。

ウ 評価周期

- 毎年度の実績等を、翌年度に評価する。

(2) 評価項目と評価基準の設定

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「温対計画」という。）に掲げた中期目標（2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減）及び長期目標（2050年脱炭素社会の実現）の達成を図るため、

2つの目標に連動した評価軸と、それに応じた評価項目を設定する。
各評価項目には評価基準を設定し、事業者ごとに絶対評価を行う。

ア 2030年度に向けた中期目標の達成に繋がる取組

(ア) 温室効果ガス排出量の削減

○ 温対計画に掲げた中期目標の達成に直接影響する「温室効果ガス排出量の削減」について、次の①及び②の項目に対して、基礎排出量及び調整後排出量それぞれの評価を行う。

① 直近の温室効果ガス排出量削減率（直近3年間の平均）

② 過去からの温室効果ガス排出量削減率（2013年度比）

○ また、高い目標を設定した事業者には、評価の際に加点する。

○ 評価基準は、温対計画で設定した部門別の削減目標に基づき設定し、その到達度に応じて評価する。

(イ) 省エネルギー対策

○ 温室効果ガス排出量の削減に資する重要な取組である「省エネルギー対策」の実施状況として、「エネルギー消費原単位の改善率」（前年度比）について評価する。

○ 評価基準は、国の基準に準じて設定し、その達成の有無により評価する（以下同じ。）。

(ウ) 再生可能エネルギーの利用・導入等

○ 省エネルギー対策と同様に重要な取組である「再生可能エネルギーの利用・導入」の状況等について、次の①及び②の項目に対して評価する。

① 使用電力量に占める再生可能エネルギー等の割合（産業・業務部門）

② 乗用車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合、バス・貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況（運輸部門）

○ 評価基準は、国の基準等に準じて設定する。

イ 2050年に向けた長期目標の達成に繋がる取組

(ア) 中長期的な温室効果ガスの排出削減に向けた取組

○ 温対計画に掲げた長期目標の達成に寄与する中長期的な取組について、次の各項目に対して、評価を行う。

① 2050年までの脱炭素化の表明

② 2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等

③ SBT等イニシアティブに関する取組

④ サプライチェーン全体での削減の取組

- 評価基準は、取組の実施の有無とする。

(3) 総合評価の実施

ア 総合評価方式の採用

- 各評価項目を総合的に評価し、当該事業者のランクを、S、A、B、C及びDの5段階で判定する「総合評価方式」を採用する。

イ 総合評価の方法

- まず、上記2(2)ア(ア)の「温室効果ガス排出量の削減」の実績等に応じて、3区分にクラス分けをする。その上で、その他の評価項目の基準達成状況により、最終的な5段階のランクを判定する。
- さらに、評価の透明性及び客観性の向上を図るため、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会から意見聴取の上、評価を確定させる。

(4) 評価結果の公表

ア 評価結果の公表の原則

- 総合評価の結果は、全てのランクを県ホームページで公表する。

イ 公表への配慮

- 評価結果公表前に、事業者が「意見を述べる機会」を確保する。
- 緩和措置として、低評価の結果は、2回連続までは公表しない。

(5) 評価結果と連動した支援

ア 高評価の事業者への支援

- かながわ脱炭素大賞による表彰、県によるPR等のインセンティブを付与する。

イ 平均的な評価の事業者への支援

- 評価向上に向けて、情報提供等の課題別支援を実施する。

ウ 低評価の事業者への支援

- ボトムアップに向けて、現地調査等の指導や助言を実施する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年10～12月頃 規則案及び指針案に対する県民意見募集の実施

12月～令和7年1月頃 規則の公布及び指針の告示

令和7年2～3月 事業者への説明会の開催

4月 新たな計画書制度の運用開始

令和8年度 新たな計画書制度における実績評価の開始

1 温室効果ガス排出量の削減に係る評価基準（案）等

(1) 温室効果ガス排出量の削減に係る評価基準（案） （単年度）

	産業部門	業務部門	運輸部門
評価基準	▲ 4.8%	▲ 6.7%	▲ 1.2%

※ 「直近の温室効果ガス排出量削減率」、「過去からの温室効果ガス排出量削減率」及び「高い削減目標の設定」に係る各評価基準は、この表に掲げる数値（単年度）を基に年数を加味して算出する。

(2) 温室効果ガス排出量の削減に係る各項目の配点内訳（案）

項目		満点	配点の内訳
直近の温室効果ガス 排出量削減率	基礎	5点	部門別の評価基準への到達度に応じて配点 (0点～5点)
	調整後	5点	
過去からの温室効果 ガス排出量削減率	基礎	5点	
	調整後	5点	
高い削減目標の設定	基礎	1点	部門別の評価基準への達成の有無に応じて 配点(0点・1点)
	調整後	1点	

2 省エネルギー対策に係る評価基準（案） （単年度）

	産業部門	業務部門	運輸部門
エネルギー消費原単位の改善率	▲ 1%		

3 再生可能エネルギーの利用・導入等に係る評価基準（案）

(1) 使用電力の再生可能エネルギー電源比率に係る評価基準（案）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
使用電力量に占める再生可能エネルギー等の割合	28%	30%	32%	34%	36%	38%

(2) 電気自動車及び燃料電池自動車の導入に係る評価基準（案）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
乗用車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合	6%	8%	10%	12%	14%	16%
バス・貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況	1台以上所有					

4 中長期的な温室効果ガスの排出削減に向けた取組に係る評価基準（案）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
2050 年までの脱炭素化の表明	取組の実施					
2050 年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等	取組の実施					
SBT 等イニシアティブに関する取組	取組の実施					
サプライチェーン全体での削減の取組	取組の実施					

5 総合評価の判定基準（案）

温室効果ガス排出量の削減の到達度	その他評価項目（2～4）の達成状況	最終評価
14 点以上	全項目達成	S
	それ以外	A
3 点以上 13 点以下	全項目達成	
	1 項目以上達成（上記の場合を除く。）	
	全項目非達成	C
2 点以下	全項目達成	
	それ以外	

IV 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者候補の選定について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者候補の選定について報告する。

1 施設の目的・概要

別紙1のとおり

2 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

宮ヶ瀬湖周辺地域の観光、交通、イベントなどの発信や施設の利用承認・イベント参加の申込み等を宮ヶ瀬やまなみセンター別館に集約し、ワンストップサービスを提供することで利用者サービスの向上に努めたほか、清掃・点検等の一部管理業務の合併発注により効率的な運営を行うなど、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

なお、これら宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化の取組は、地域の特別な事情から、国・県・地元市町村との合意はもとより、地域住民に寄り添った事業展開が求められるが、指定管理者である公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（以下「宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」という。）は、設立の経緯や様々な取組の積み重ねにより、地元との調整を丁寧かつ円滑に行うことができ、そのことがスムーズな施設管理や地域活性化事業の実施につながっている。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

（※収支状況及び委託実績は別紙2のとおり）

3 指定管理者候補の選定方法

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を一者指定・非公募により選定する。

（理由）

(1) 宮ヶ瀬湖周辺施設設置の経緯

宮ヶ瀬湖周辺施設は、ダムの建設と周辺地域の振興・活性化などを図ることを目的として策定された「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」を推進するため、国や県、地元市町村の役割分担を踏まえた合意に

基づき設置された。また、周辺地域の振興と発展に寄与し、同計画を推進する母体として「宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立され、宮ヶ瀬湖周辺施設の管理と地域の活性化推進事業を実施してきた。

(2) 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者に求められる要件

宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者には、宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情から、次の要件を満たすことが不可欠である。

ア 宮ヶ瀬ダムの建設が、水没地域の住民並びに地元市町村の多大な協力により実現したことに対し深い理解があること。

イ 単なるサービスの向上や効率的な運営に留まらず、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化の中心的役割を担えること。

ウ 周辺地域活性化事業の実施にあたり、国、県、地元市町村とスムーズに連携を図ることができること。

エ 指定管理者となることについて地元市町村から合意が得られること。

(3) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の実績

宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は指定管理者として、国・県・地元市町村はもとより、地域住民とも合意形成を図りながら、当該施設を管理運営しており、以下の効果がみられた。

ア 施設の一部を活用した各種イベントの開催など、新たな事業等が展開されている。

イ 宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理することにより、中長期的な地域振興や施設間の連携効果が発揮され、施設運営の効率化及び経費削減が図られている。

ウ 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は「観光地域づくり法人（登録DMO）」として登録されており、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興の司令塔として地域活性化に向けた様々な取組みを推進している。

4 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

5 指定の単位

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場とする。

3施設については周辺地域の振興のため一体的に計画・整備された経緯があり、中長期的な地域振興や施設間の連携効果発揮という観点から、複数の施設を一体的に管理することがより効果的・効率的と判断されるため、3施設をもって1つの選定単位とする。

6 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組み、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

- ア 総合的な運営方針
 - ・ 宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理
 - ・ 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること
- イ 維持管理業務
 - ・ 個々の施設の特性を踏まえた維持管理
 - ・ 一体運営による効果的・効率的な維持管理
- ウ 施設運営業務
 - ・ 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組
 - ・ 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組
 - ・ 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握
 - ・ 事故防止等安全管理
- エ 地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

7 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野※	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
入江 彰昭	男	東京農業大学 地域環境科学 部教授	学識経験者	無	大学教授として、水源地の地域振興、地域づくりに対する知識・造詣が深い。
藏本 隆	男	公認会計士	経理に関する 識見を有する 者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、神奈川県立近代文学館指定管理者外部評価委員会、神奈川県立かながわアートホール指定管理者外部評価委員会)	公認会計士として経理に関する深い識見を有している。
城田 孝子	女	弁護士	法務に関する 識見を有する 者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、神奈川県立のビジターセンター指定管理者外部評価委員会)	弁護士として法務に関する深い識見を有している。
高島 眞美	女	社会保険労務士	労務管理に関する 識見を有する 者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会、神奈川県立スポーツ施設指定管理者外部評価委員会、神奈川県立のビジターセンター指定管理者外部評価委員会)	社会保険労務士として労務管理に関する深い識見を有している。
石原 朗	男	公益社団法人 相模原市観光 協会専務理事	施設利用者代表	無	地元観光協会の役員であり、宮ヶ瀬湖周辺の地域活性化について適切な助言が期待できる。
川島 裕子	女	特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会理事	施設利用者代表	有 (神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会等)	当園地に類似する都市公園に関する深い見識を有している。
山田 一夫	男	特定非営利活動法人きよかわアウトドアスポーツクラブ理事長 (総合型地域スポーツクラブ)	施設利用者代表	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会)	カヌーを中心としたアウトドアスポーツクラブの代表者であり、施設利用者の視点からのサービス面の評価が期待できる。

8 今後のスケジュール（予定）

令和6年10-11月 外部評価委員会に選定基準（案）について意見聴
取

12月	環境農政常任委員会へ選定基準案を報告
令和7年1月	指定管理者候補から申請書類を受付
4月	外部評価委員会等による候補者選定
6月	県議会に、指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営の開始

宮ヶ瀬湖周辺施設について

施設（所在地）	所管局	施設の目的・概要
宮ヶ瀬やまなみセンター （別館含む）（清川村）	政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地域の活性化のための広域的な交流拠点施設 【本館】 ・ 平成10年9月設置 ・ 鉄筋コンクリート造3階建て（地上2階、地下1階） ・ 研修会議室、事務室、展望ホール、情報コーナー、展望広場等 【別館】 ・ 昭和61年11月に宮ヶ瀬ビジターセンターとして設置 ・ 鉄筋コンクリート造2階建て ※ ビジターセンターとしては平成27年度中に廃止し、平成28年4月から政策局に移管
宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地		
宮ヶ瀬湖集団施設地区 〔 及沢園地地区 小中沢園地地区 （清川村） 〕 鳥居原園地 （相模原市）	環境農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然とのふれあいの機会を提供し、県民の保健、休養、自然環境への理解に資するための施設 ・ ダム建設に当たり建設省が整備 ・ 平成11年1月、県環境部に施設（広場、園路等）が引き渡され、その後、自然公園施設として管理運営 ・ 園路、植栽、広場等
宮ヶ瀬湖カヌー場 （清川村）	文化スポーツ観光局	<ul style="list-style-type: none"> ・ カヌーに関する知識の習得、技能の向上の場を提供し、県民のスポーツの振興に寄与するための施設 ・ 平成10年開催「かながわ・ゆめ国体」カヌー競技会場として整備 ・ 国体終了後、平成11年4月から教育局、平成28年4月からスポーツ局、令和6年4月から文化スポーツ観光局が管理運営 【管理棟】 ・ 鉄骨造2階建て ・ 会議室、休憩室等 【艇庫】 ・ 鉄骨造平屋建て

(別紙2)

宮ヶ瀬湖周辺施設過去3年間収支状況(3施設合計)

(単位:千円)

年度	収入状況				支出	収支 差額
	指定 管理料	利用料金	その他収入 (指定管理者 の自主財源)	収入 合計		
令和3年度	164,621	16,799	13	181,433	176,755	4,678
令和4年度	161,054	26,228	45	187,327	188,451	△1,124
令和5年度	161,054	24,076	1,173	186,303	182,703	3,600
合計	486,729	67,103	1,231	555,063	547,909	7,154

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代: 1,556千円

令和5年度

ガス代: 34千円 燃料代: 889千円 合計: 2,479千円

ガス代: 19千円 燃料代: 941千円 合計: 960千円

(以下、各施設別内訳)

宮ヶ瀬やまなみセンター(別館含む)

指定管理業務に係る収支状況

(単位:千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支	
	指定 管理料	利用 料金	その他収入 (指定管理者 の自主財源)	収入 合計 a	支出 b	収支 差額 c=a-b	収支 差額率 c/a×100
令和3年度	95,371	5	0	95,376	92,884	2,492	2.61%
令和4年度	95,371	7	0	95,378	96,178	△800	△0.84%
令和5年度	95,371	3	1,076	96,450	94,225	2,225	2.31%
合計	286,113	15	1,076	287,204	283,287	3,917	1.36%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代: 1,516千円

令和5年度

燃料代: 889千円

燃料代: 941千円

合計: 2,405千円

合計: 941千円

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	空調設備点検業務	3	5,379	
	オイルタンク気密検査業務	3	216	
	消防設備点検業務	3	530	
県内中小企業者	害虫駆除業務	3	898	
	庁舎等清掃業務	5	15,006	
	プリンター植栽業務	3	900	
	夜間照明	3	901	
	音響ステージ委託	6	451	
	体験運営費用	48	13,463	
	ホームページ保守等	5	1,925	
	その他	36	7,786	提案はなかったが県内中小企業者に発注
障害者雇用企業等	無	-	-	

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支	
	指定管理料	利用料金	その他収入 (指定管理者の自主財源)	収入合計 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和3年度	47,111	15,952	0	63,063	61,810	1,253	1.99%
令和4年度	47,111	25,257	0	72,368	71,004	1,364	1.88%
令和5年度	47,111	23,073	0	70,184	69,519	665	0.95%
合計	141,333	64,282	0	205,615	202,333	3,282	1.60%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) 無

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	害虫駆除業務	3	664	
	給水設備点検業務	3	3,494	
	汚水設備保守点検業務	3	1,966	
	浄化槽保守点検業務	3	2,294	
	水景設備点検	3	622	
	機械除雪	2	403	
	庁舎等清掃業務	2	285	
	受水槽清掃業務	2	605	
	汲み取り業務	3	1,810	
	夜間巡視警備	3	6,243	
	樹木	2	899	

	法面除草業務	7	38,528	
	芝生管理業務	3	5,753	
	夜間照明	2	531	
	その他	74	44,158	提案はなかったが県内中小企業者に発注
障害者雇用企業等	無	-	-	

宮ヶ瀬湖カヌー場

指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況 支出 b	収支状況	
	指定管理料	利用料金	その他収入 (指定管理者の自主財源)	収入合計 a		収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和3年度	22,139	842	13	22,994	22,061	933	4.06%
令和4年度	18,572	964	45	19,581	21,269	△1,688	△8.62%
令和5年度	18,572	1,000	97	19,669	18,959	710	3.61%
合計	59,283	2,806	155	62,244	62,289	△45	△0.07%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代： 40千円 ガス代： 34千円 合計： 74千円

令和5年度 ガス代： 19千円

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	消防設備保守点検業務	3	592	-
	害虫駆除業務	2	294	
	モーターボート保守点検	3	2,231	
	競技コース保守点検	3	8,613	
	庁舎等清掃業務	3	377	
	受水槽清掃業務	2	393	
	産業廃棄物処理	1	144	
	その他	19	3,318	提案はなかったが県内中小企業者に発注
障害者雇用企業等	無	-	-	-

※ 端数処理の都合上、3施設合計と各施設別の内訳計は一致しない場合がある。

V 神奈川県立21世紀の森の指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川県立21世紀の森については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集について報告する。

1 施設の目的・概要

(1) 設置目的

森林及び林業に関する資料を展示し、森林及び自然の観察並びに林業における生産活動の実習の場を提供するとともに、林業関係者の研修及び指導を行うことにより、森林及び林業に関する知識の普及及び向上並びに林業の振興を図り、併せて県民の保健及び休養に資することを目的としている。

(2) 施設概要

- | | |
|--------|--|
| ア 設置年月 | 昭和58年5月 |
| イ 所在地 | 南足柄市内山2870-5 |
| ウ 敷地面積 | 107.3ha |
| エ 建物 | 森林館 (499.90㎡)、木材工芸センター (231.76㎡)、森林ふれあいセンター (215.11㎡)、休憩所兼球果乾燥舎 (151.29㎡)、あずまや8棟、便所棟3棟 |
| オ 駐車場 | 中央駐車場、下部駐車場、上部駐車場 |
| カ その他 | 集団樹木、育種施設、内山林道、細久保林道の一部 |

2 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況を総括したところ、森林や自然を活用した様々なプログラムが実施され、パンフレット・チラシやSNSによる情報発信を行うとともに、「21世紀の森まつり」を開催するなど利用促進に取り組んだことで、利用者数が目標を上回ったことや、施設の管理運営経費の節減などの効果も認められるなど、施設の管理運営が適切に行われており、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円、%)

年度	収入 a ※	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和3年	33,361(33,291)	29,196	4,165	12.48
令和4年	33,411(33,281)	32,564	847	2.54
令和5年	33,331(33,271)	33,511	-180	-0.54
合計	100,104(99,843)	95,271	4,833	4.83

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・無

※括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

〈参考2〉県内中小企業者や障害者雇用企業等への優先的な発注実績
(令和3年度～令和5年度)

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績: 千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	浄化槽維持管理他	27	13,839	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

3 募集の方法

公募により募集する。

4 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

5 募集単位

神奈川県立21世紀の森とする。

6 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

イ 施設の維持管理

ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 維持管理業務

- ・ 施設の特性を踏まえた、適切な維持管理

イ 利用促進のための取組

- ・ 利用者のニーズを把握し、施設の特性をより効果的に活かすための自主事業や広報活動

ウ 地域資源を活用した施設づくり

- ・ 森林の活用や林業振興の関心を高めるための自主事業や広報活動

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、
団体の業務遂行能力：25点

7 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者 選定委員の経験の 有無 (委員会名)	選定理由
関岡 東生	男	東京農業大 学教授	学識経験 者	有 (神奈川県立21世紀 の森指定管理者外部 評価委員会)	森林政策学のほか、森林 の多面的利用について も知識・造詣が深い。
加藤 香織	女	公認会計士	経理に関 する識見 を有する 者	無	経理に関する深い識見 を有している。

城田 孝子	女	弁護士	法務に関する 識見を有する者	有 (神奈川県立21世紀 の森指定管理者外部 評価委員会、神奈川 県立ビジターセンタ ー指定管理者外部評 価委員会)	法務に関する深い識見 を有している。
瀬戸 賢二	男	社会保険労 務士	労務管理 に関する 識見を有 する者	有 (神奈川県立21世紀 の森指定管理者外部 評価委員会)	労務に関する深い識見 を有している。
城土 裕	男	(一社)日 本森林技術 協会 事業部総括 技術指導役	施設の事 業内容に 精通した 者	有 (神奈川県立21世紀 の森指定管理者外部 評価委員会)	森林・林業に係る事業・ サービスを通じて森林 系技術者の育成を行な うなど、森林生態系の保 全に向けた知識が豊富 である。

8 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月	外部評価委員会に選定基準(案)について意見聴取
12月	環境農政常任委員会へ選定基準(案)を報告
令和7年1月	指定管理者の募集を開始
4月	外部評価委員会等による候補者選定を開始
6月	県議会に、指定管理者の指定議案を提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営の開始

VI 2027年国際園芸博覧会 神奈川県出展基本構想（案）について

令和9年に本県で開催される2027年国際園芸博覧会“GREEN×EXPO 2027”は、国、自治体、企業等による花・緑出展が中核事業の一つとなっており、県は、開催地自治体として、庭園及びステージを活用した出展を行うこととし、今回、出展の理念やテーマ、展示の内容等の基本的な方針を示す「神奈川県出展基本構想（案）」（以下、「構想」という。）をまとめたので、報告する。

1 策定の目的

GREEN×EXPO 2027において、県の施策を効果的に発信するため、出展の内容や運営方法等について検討、整理するとともに、出展の規模や全体像、施設配置など、今後、具体的な設計等を進めるための基本的な方針を示す。

2 構想の概要

(1) 出展がめざすもの

- 県の施策を国内外にPR
- GREEN×EXPO 2027への参加体験を未来へのレガシーとしていく

(2) 意義及びテーマ

ア 意義

花き園芸・造園・農の振興、県の施策の理解促進及び観光振興を含めた経済の活性化につなげる出展とする

イ テーマ

メインテーマ：いのち輝く“Vibrant INOCHI”

サブテーマ：共生社会の実現、持続可能な社会づくり、未病の改善

(3) 空間構成

ア エントランスゾーン：来場者を受け入れ、誘導する区域

イ テーマゾーン：県のテーマを伝えるための出展の中核をなす区域

ウ 多目的ゾーン：市町村等多様な主体による催事や参加者の交流の場としての区域

エ サービスゾーン：来場者の快適な観覧を支援する区域

*県出展は屋外庭園と屋内展示とで構成し、それぞれで、テーマゾーンと多目的ゾーンを設定

(4) 施設配置

- 計画敷地は約5,000m²、屋内施設（最大約700m²）と庭園で構成
- 環境やユニバーサルデザインに配慮し設計

(5) 展示

- 特に未来を担う子どもたちにわかりやすいよう、体験型の展示やステージの活用など効果的な手法を検討
- 県育成品種の展示など、本県ならではの魅力をPRする展示の実施
- 魅力的な演出を積極的に活用し、来場者を惹きつける変化に富んだ展示の実施

(6) 行催事

- 神奈川の魅力を発信し、集客やテーマの理解促進に資する催事・イベントプログラムの企画・実施
- 市町村や多様な主体による催事の実施

(7) 管理運営

- 来場者の安心・安全、快適性の確保
- ボランティアの積極的な活用
- ダイバーシティ、インクルージョンを意識した管理運営
- 展示植物の安定した供給体制の構築及び良好な状態に保つための維持管理

(8) 広報

- 会期前、会期中それぞれの段階に応じた広報の実施
- 多様な主体と連携した来場・参加を促す取組の実施
- 「GREEN×EXPO 2027応援団」によるPR活動
- ステージ出展と連携した「絵本」の制作・活用

(9) レガシーの方向性

- 園芸や農への理解促進と行動変容
- テーマに対する理解促進と行動変容
- GREEN×EXPO 2027への参加経験

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月	構想策定
	設計・施工の公告
令和7年3月	事業者との契約
令和7年度	設計、工事着手

《参考資料2》

GREEN×EXPO 2027 神奈川県出展基本構想（案）

Ⅶ かながわ里地里山保全等促進指針の改定素案について

県では、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、かながわ里地里山保全等促進指針（以下「指針」という。）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成31年3月の前回改定から5年が経過し、高齢化や人手不足等の課題がより深刻化するなど、里地里山の環境は厳しさを増していることから、指針を改定することとし、このたび、指針の改定素案を作成したので報告する。

1 改定の趣旨

これまでの実績や課題等を踏まえ、里地里山の保全等の活動の継続性や、県民の理解のより一層の促進を重視して、今後の施策の方向性を見直し、引き続き条例の目標達成に向けて施策を実施していくために指針を改定する。

2 改定素案の概要

(1) 取組実績（令和6年8月末現在）

施策の方向別に、次のとおりこの6年間の実績を整理した。

ア 里の力 <地域の人々に守られている里地里山>

(ア) 里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の締結の促進と活動の支援

- ・ 里地里山保全等地域の選定 1地域（累計22地域）



相模原市 篠原の里地域

- ・ 里地里山活動協定の締結及び活動の支援 4団体（累計28団体）
（3団体が活動を終了し、現在25団体が活動中）

イ まちの力 <みんなに大切にされている里地里山>

(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進

- ・里地里山シンポジウムの開催 1回 70名参加
- ・子ども里地里山体験学校の開催 2回延べ69名参加
(令和2年度以降はコロナ禍の影響で休止)

(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進

- ・企業等に活動団体を紹介するマッチングを行い、活動団体と連携してイベント等を実施した企業等 2法人

ウ 里の世話人 <里地里山のコーディネート>

(ア) 里地里山のコーディネート

- ・里地里山に見識のある方による活動団体への助言・指導を実施
2回実施 延べ29団体参加 (令和6年度に別途1回実施予定)
- ・新規協定の立ち上げに向けた県職員による助言等を実施
延べ8市町1団体活用

(イ) 活動団体相互の連携の強化

- ・活動団体交流会の開催
2回実施 (令和6年度に別途1回実施予定)

(2) 課題

これまでの取組実績や活動団体及び神奈川県里地里山保全協議会の意見などから、次の課題が明らかになった。

ア 里の力

- ・活動を継続していくために新たに必要な担い手の確保や資金不足の解消

イ まちの力

- ・里地里山に関する様々な情報を多くの県民や企業等へ積極的に提供し、活動への参加を促進するための情報の発信

ウ 里の世話人

- ・担い手不足の解消や地域内での活動への理解促進を図り地域の方々に活動に参加してもらうため、自治会や地域で他の活動を行っている団体との連携強化

(3) 改定素案の主な内容

高齢化や人手不足などの課題が深刻化していることから、活動への支援など、今までの施策の取組を着実に進めるとともに、課題の解決に向けて、「連携強化」、「交流促進」、「情報発信」について特に重点

的に取り組み、必要な施策を展開する。

ア 連携強化

- ・担い手不足の解決に向け、活動団体と、企業や大学等との連携強化を進める。

イ 交流促進

- ・活動団体の資金確保に向け、里地里山の地域資源を活用した交流の促進を推進する。

ウ 情報発信

- ・これまでに行ってきた県民の理解を促進する施策のうち、一定の目的を果たしたものについては、見直しを行う。
- ・多様な主体の参加を進めるため、SNSを活用した情報発信の取組を強化する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月	改定素案について県民意見募集 改定素案について市町村・活動団体への意見照会
令和6年12月	神奈川県里地里山保全協議会で改定案を検討
令和7年2月	環境農政常任委員会へ改定案を報告
3月	指針の改定

《参考資料3》

かながわ里地里山保全等促進指針 改定素案

Ⅷ 三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集について報告する。

1 施設の目的・概要

(1) 設置目的

三崎漁港におけるプレジャーボートの利用増加に対応するため、漁港内に漁船と混在するプレジャーボートを分離・集約し、漁業と海洋性リクリエーションとの調和ある発展及び活力ある地域社会の創造に資するよう、漁港の多目的利用を推進する。

(2) 施設概要

ア 宮川特別泊地及び宮川一時停係泊特別泊地

(ア) 水域施設 11,499m²

(イ) 係留施設（専用浮棧橋） 96隻収容（うち、一時停係泊特別泊地の5隻を含む）

イ 宮川環境整備施設

(ア) 管理棟 1棟 69.32m²

(イ) 第一駐車場 2,292m² 駐車台数 41台

(ウ) 第二駐車場 1,005m² 駐車台数 19台

(エ) 料金徴収建物 1棟

(オ) 広場 1,992m²

2 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

施設の利用者数は目標値を上回っており、利用者満足度は高いことから、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況 (単位：千円、%)

年度	収入 a ※	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
2021	20,211 (10,453)	20,211	0	0
2022	18,616 (10,453)	18,616	0	0
2023	17,677 (10,453)	17,677	0	0
合計	56,504 (31,359)	56,504	0	0

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・無

※ 括弧は内数で、指定管理料。

3 募集の方法

公募により募集する。

4 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

5 募集単位

三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設とする。

6 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

- ア 事故防止対策、発生時の対応
 - ・適切な事故防止対策、早急な救助体制

イ 地元関係団体との連携、協力

- ・施設の利用調整や事故時の救助等の地元漁業協同組合との連携、協力体制

ウ 関係団体との調整力

- ・漁業権者との調整力

エ 類似の業務を行う施設等での管理実績

- ・安全な停係泊指導など経験に基づく業務遂行力

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

7 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無（委員会名）	選定理由
川辺みどり	女	東京海洋大学海洋生命科学部教授	学識経験者	無	神奈川県水産審議会委員を務めた実績があり、本県の水産業振興策に広い識見を有しているため。
木村亜由美	女	公認会計士	経理に関する識見を有する者	有（神奈川県漁港施設指定管理者外部評価委員会）	日本公認会計士協会神奈川県会からの推薦。経理を専門とする識見者であるため。
佐藤進一	男	弁護士	法務に関する識見を有する者	無	神奈川県弁護士会からの推薦。法律を専門とする識見者であるため。
朝野真奈	女	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者	無	神奈川県社会保険労務士会からの推薦。労務管理を専門とする識見者であるため。
真野泰人	男	公益社団法人全国漁港漁場協会職員	施設の事業内容に精通した者（施設利用者代表を含む）	無	漁港、漁場の合理的利用の推進を図る活動を行う公益社団法人全国漁港漁場協会からの推薦。漁港について広い見識を有しているため。

8 今後のスケジュール（予定）

令和6年	10月	外部評価委員会に選定基準（案）について意見聴取
	12月	環境農政常任委員会へ選定基準案を報告
令和7年	1月	指定管理者の募集を開始
	4月	外部評価委員会等による候補者選定を開始
	6月	県議会に、指定管理者の指定議案を提出
令和8年	4月	指定管理者による管理運営の開始

IX 三崎漁港本港指定管理施設の今後の取扱いについて

1 現状

県は、三崎漁港の秩序ある利用を推進するため、三崎漁港本港に(ゲストバースとして)特別泊地を設置し、プレジャーボートを集約することで、漁船とプレジャーボートの分離を図っている。

これまで、本港特別泊地及び隣接する広場や駐車場などの施設を指定管理者制度により管理運営(現在の指定期間は令和8年3月末まで)してきたが、今般、三浦市から、地域活性化の取組の一環として、当該施設を市が管理・利用したい旨要望されている。

2 三浦市の要望(三浦市が計画する新海業プロジェクト)

三浦市は三崎漁港において、水産業・海業の振興により地域の魅力を高めることを目指す「新海業プロジェクト」を進めており、同プロジェクトにおいて「三崎フィッシャリーナ・ウオーフ(うらり)」に隣接する指定管理施設の区域を活用したいと考え、令和8年度当初から同施設の区域を水域も含めて借受けることを要望している。



3 指定管理の対応

県としては、水産振興と三崎漁港地域の活性化を図るためには、三浦市が進める新海業プロジェクトに協力することが適当であることから、指定管理施設の貸付けに向けて、現在の指定期間が満了する令和7年度末をもって指定管理を終了する。

X かながわ水産業活性化指針の改定骨子案について

県では、水産振興施策の方向性を示す計画として「かながわ水産業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、魅力ある水産業の実現に向けて総合的かつ計画的な推進を図っている。現行の指針は平成28年度から令和7年度までを対象期間としているが、水産業を取り巻く環境が大きく変化していることから、1年前倒して改定することとし、改定に当たっての基本的な考え方等について、令和6年6月の当常任委員会に報告した。

このたび、指針の改定骨子案を作成したので、報告する。

1 目標年度

改定指針の目標年度は令和16年度（2034年度）とする。

2 改定骨子案の概要

(1) 水産業を取り巻く環境の変化

ア 気候変動の影響による漁場環境の変化

地球温暖化に伴う海洋環境の変化は、海水温の上昇や漁獲対象魚種の分布域の変化、磯焼けの拡大など、全国各地で漁業に大きな影響を与えている。こうした中、ブルーカーボンを促進する取組が全国的に進められている。

イ 海業

全国的に人口減少と高齢化が著しい漁村では、にぎわいを創出していくことが重要な課題となっており、現在、全国各地で海業の取組が始まっている。

ウ 養殖業

世界の養殖業の生産量は急激に増加しており、日本においても、水産資源の漁獲が不安定である中、水産物の安定供給を図るため養殖業の重要性が高まっている。

エ スマート水産業

国は、水産業の成長産業化を図るため、ICT・IoT・AI等の情報技術やドローン・ロボット等の技術の漁業・養殖業への導入・技術普及を推進している。

(2) 課題

ア 食に関する施策

県民に安定的に水産物を供給するため、地域の特色を活かした県産水産物の付加価値向上の取組や本県に適した魚類養殖の技術開発

と事業化に向けた取組が必要である。

イ 海に関する施策

水産資源の持続的利用を図るため、資源管理の着実な実施、海洋環境の変化等に対応した栽培漁業の推進、藻場の再生・造成の取組が必要である。

ウ 川・湖に関する施策

内水面資源の持続的な利用と地域の活性化を図るため、漁場環境の保全・再生、アユの種苗生産の安定化、在来ヤマメのブランド化の取組が必要である。

エ 漁師に関する施策

担い手の確保・育成と漁業所得の向上を図るため、就業希望者や雇用先のニーズ等を反映したセミナー等の実施、スマート水産業の推進、養殖業の振興、海業の推進により収入を安定させる取組が必要である。

オ 漁協と漁港に関する施策

漁業者が安心して働くことができる環境を整えるとともに、県民に県産水産物を安定的に供給するため、漁業協同組合の経営基盤の強化や、漁港施設の長寿命化・強靱化を推進する取組が必要である。

(3) めざす姿

これまでの取組において明らかになった課題や水産業を取り巻く環境の変化に対応し、神奈川の恵みと潤いを提供する魅力ある水産業を実現し、次世代へ安心して引き継ぐことのできるように、今後の本県水産業がめざす姿を次のとおり設定する。

ア 消費者に良質な県産水産物が安定して供給され消費が拡大するとともに、海業等の取組により地域が活性化している。

イ 漁場環境の回復や資源管理の着実な実施等により、水産資源が持続的に利用されている。

ウ 漁業経営が安定し、担い手の確保と育成が進んでいる。

(4) 主な取組

ア 施策の方向 1

県産水産物の安定供給・消費促進と地域の活性化【産業】

- みんなにとどける、にぎわいをつくる -

(ア) 養殖業の振興による新たな生産手段の創出

(イ) 地域の特色を活かした県産水産物の付加価値向上への支援

(ウ) 生産・流通の拠点となる漁港施設の維持・強化と防災・減災対策の推進

(エ) 海業等による海・川・湖や漁村の魅力を活かした地域の活性化の取組

イ 施策の方向 2

漁場環境の回復と資源管理の着実な実施等による水産資源の持続的な利用【環境】

- 自然の恵みと潤いをまもる -

(ア) 漁業者や県民等と連携した藻場の再生・造成等による漁場環境の回復

(イ) 水産資源の持続的な利用のための資源管理の着実な実施

(ウ) 海洋環境の変化等に対応した栽培漁業の推進

(エ) 川・湖の漁場環境の保全・再生と内水面資源の増殖の推進

ウ 施策の方向 3

担い手の確保・育成と漁業経営の安定【人】

- 安心して働ける、次世代につなぐ -

(ア) 生き生きと活躍できる担い手の確保と育成

(イ) 漁業所得の安定・向上に向けた漁業者への支援

(ウ) 省力化・効率化のためのスマート水産業の推進

(エ) 漁業協同組合の経営基盤の強化

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月 水産審議会にて素案を審議

12月 環境農政常任委員会へ素案を報告
県民意見募集等を実施

令和7年2月 水産審議会にて改定案を審議

環境農政常任委員会へ改定案を報告

3月 指針の改定

《参考資料4》

かながわ水産業活性化指針改定骨子案